

○厚生労働省告示第五百七十九号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の七第一項第二号の規定に基づき、インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具を次のように定め、平成二十五年一月一日から適用する。

平成二十四年十二月三日

厚生労働大臣 三井 辨雄

インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具

一 事業者は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号3の2に掲げる物又は特定化学物質障害予防規則別表第一第三号の二に掲げる物を製造し、又は取り扱う作業場に労働者を従事させるときは、次の表の上欄に掲げる単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。）についての空气中のインジウム化合物の濃度に係る特定化学物質障害予防規則第三十六条第一項又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第五項の規定による測定の結果から得られた値の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用させなければならない。

区分	呼吸用保護具
○・三 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 三 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満	半面形の面体を有する取替え式防じんマスク（粒子捕集効率が九九・九%以上のものに限る。）
三 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上七・ 五 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満	フード形又はフェイスシールド形の電動ファン付き呼吸用保護具（粒子捕集効率が九九・九七%以上のものに限る。）
七・五 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 一五 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満	全面形の面体を有する取替え式防じんマスク（粒子捕集効率が九九・九%以上のものに限る。）
一五 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上三 ○ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満	全面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具（粒子捕集効率が九九・九七%以上のものに限る。）又は全面形の面体を有する一定流量形のエアラインマスク
三○ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上三 ○ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満	全面形の面体を有するプレッシャデマンド形のエアラインマスク
三○ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上	全面形の面体を有するプレッシャデマンド形の空気呼吸器又は全面形の面体を有する圧縮酸素形で、かつ、陽圧形の酸素呼吸器

二 前号の値は、次のイ又は口に掲げる場合に応じて、それぞれ当該イ又は口に掲げるものとする。

イ A測定（作業環境測定基準第十条第四項において準用する作業環境測定基準第二条第一項第一

号から第二号までの規定により行う測定をいう。以下同じ。)のみを行った場合 空気中のインジウムの濃度の第一評価値(作業環境評価基準(昭和六十三年労働省告示第七十九号)第二条第一項の第一評価値をいう。以下同じ。)

ロ A測定及びB測定(作業環境測定基準第十条第四項において準用する作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定をいう。以下同じ。)を行った場合 空気中のインジウムの濃度の第一評価値又はB測定の測定値(二以上の測定点においてB測定を実施した場合には、そのうちの最大値)のうちいずれか大きい値

三 第一号の表の粒子捕集効率のうち、防じんマスクに係るものについては、防じんマスクの規格(昭和六十三年労働省告示第十九号)第六条に規定する試験方法により、電動ファン付き呼吸用保護具に係るものについては、日本工業規格T八一九七に規定する試験方法により測定しなければならない。